

商 法 (配点 40 点)

【出題趣旨】

会社法 831 条 1 項の株主総会決議の取消事由のどれに該当するのか。その取消事由があった場合に、裁量棄却が認められるかを問うているのが本設問の出題の趣旨である。

設問 (1)

会社法 831 条 1 項の取消事由のどれに該当するかを検討すると、同条 1 項 1 号の招集手続の法令 (会社法 120 条 1 項) 違反または決議方法の法令 (会社法 120 条 1 項) 違反に該当する。

その取消事由を請求原因とする株主総会決議取消訴訟について裁量棄却が認められるかどうかであるが、それは会社法 120 条 1 項の立法趣旨から検討する必要がある。同法の立法趣旨は、会社資金の浪費の防止、議決権行使の歪曲化の防止である。その立法趣旨からすると、重大な違反であり、利益供与がなければ決議の結果も変わっていた可能性があるため、831 条 2 項の要件からすると、裁量棄却は認められないことになる。

設問 (2)

本設問の場合は、株主乙社は、取締役選任の提案権行使 (会社法 305 条 1 項) を行ったことになる。会社法 305 条 1 項の提案権行使を行った場合には、甲社は、招集通知に乙社の提案内容を記載して全株主に通知しなければならないのに、それをしなかったことは、招集通知の法令違反または決議方法の法令違反に該当する。

この取消事由を請求原因とする株主総会決議取消訴訟は、裁量棄却の対象になるかどうかは問題になるが、この場合も 305 条 1 項の立法趣旨がなんであるかが焦点になる。同条 1 項の立法趣旨は、株主の経営参加権あるいは監督是正権の 1 つであるので、この条文に反することは重大な法律違反に当たり、招集通知に乙社の提案内容が記載され、残株主に総会前に知らされたいた場合には、決議の結果に影響を与えた可能性が高いので、裁量棄却は認められるべきではないことになる。

以上